

# 正しい分別がごみ減量化のカギ！

〜できることからコツコツと〜

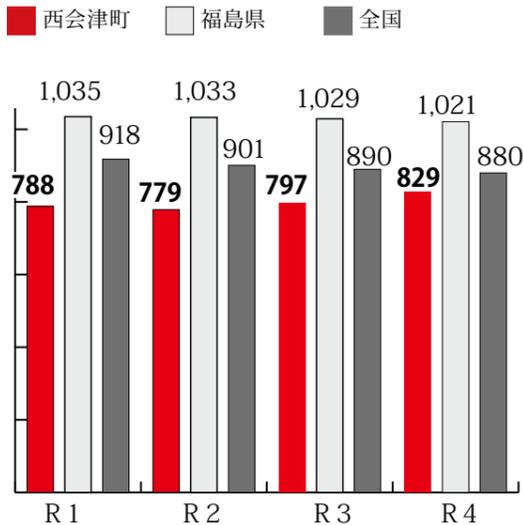
今年環境省が発表した令和4年度の「1人1日当たりのごみ排出量」によると、福島県平均は1,021グラムで全国ワースト1位となっています。西会津町は829グラムと県平均を下回っていますが、近年増加の傾向にあり、令和7年度目標値の750グラムには約80グラム届いていません。

さらに、県で「燃やせるごみ」の内訳を分析した結果、全体の約15%がリサイクルできるごみでした。西会津町も同様に、菓子箱や封筒など資源になるものが燃やせるごみとして出されています。

また、「プラスチック製容器包装」の袋にペットボトルや汚れが落ちきっていないごみが入っていると、収集されずに残され、リサイクル率も低下します。

ごみの分別は、ごみ処理を無駄なくスムーズにし、ごみ処理費用の削減にも繋がります。今回は、容器包装などの分別方法について特集します。

○1人1日あたりのごみ排出量  
単位：グラム



▲西会津町の排出量が増えて、全国・県の差が縮まってきています

## ごみの分別を行うワケ

分別せずにごみとして出すと、本来はリサイクルできたはずの「資源」まで燃やされたり、埋め立てられたりしてしまいます。

また、適正な分別がされないことで、選別に手間と費用がかかります。

効率よくリサイクルを行うことで、町から出るごみの量も減り、ごみ処理費用削減にもつながります。環境にも町の財政にも優しいことばかりで、みんなで取り組む必要があります。



〈目標値〉	
西会津町	750 グラム (令和7年度)
福島県	923 グラム (令和8年度)
全国	850 グラム (令和7年度)

## リサイクルされるまでの流れ

容器包装は正しく分別することでリサイクルされ、新たな製品に生まれ変わります。

### 〈プラスチック製容器包装〉

- 1.きれいに洗い、町の収集に出す
2. 収集業者から環境センター山都工場へ引渡し
3. リサイクル工場へ引渡し

### 〈紙製容器包装〉

- 1.きれいなものを町の収集に出す
2. 収集業者からリサイクル業者へ引渡し
3. リサイクル業者から製紙メーカーへ引渡し



新たな製品に生まれ変わる



▲詳しくは町ホームページをご覧ください

- ◆ 参加要件
    - ・説明会に参加できる人（参加できない場合は要相談）
    - ・60日間のモニタリングが可能な人
  - ◆ 説明会日時
    - ・9月19日（木）
    - ・午後2時30分から（2時間程度）
  - ◆ 会場
    - ・町役場大会議室（3階）
  - ◆ 募集定員
    - ・15人
- 生ごみを堆肥化する家庭ごみ排出モニターング事業の2次募集を行います

## プラスチック製容器包装を出す前に確認

- 町指定のごみ袋（緑色）で出す
- きれいに洗って、乾かしてから出す
- 弁当や総菜に貼られている値札シールはそのままでも構いません

## 汚れたままの資源ごみは遠慮ください

汚れたごみが資源ごみに混入すると、選別の際にきれいな資源ごみも汚れてしまいます。また、機械も汚れてしまうため、清掃に時間と手間が生じます。

## 容器包装と間違えやすいごみ

- 商品券、プリペイドカード、ラップなどの固い紙製の芯紙コップ
- 「燃やせるごみ」
- 牛乳パック
- 「紙パック」
- 封筒（プラスチックフィルムは剥がす）
- 「古紙回収」
- タッパー、ジップロック容器、CDやDVDを入れるケース、眼鏡ケース
- 「燃やせないごみ」



▲燃やせないゴミとして捨てられたペットボトル



▲分別されずに残されたプラスチックごみ



ごみの中に危険物を混ぜないで！

ライター、刃物、モバイルバッテリーなどは、事故や火災の原因になりますので、絶対に入れないでください。



○「燃やせるごみ」

○「燃やせないごみ」

町民税務課 町民生活係  
☎45-2215

## 【プラスチック製容器包装】プラマークが付いたプラスチック製の容器や包装です。

- カップ類**
  - カップ麺、ゼリー、コーヒー用シロップやミルクなどのカップ容器
- 袋類**
  - お菓子、パン、米、野菜、冷凍食品などの袋容器やたばこのフィルム包装
- ペットボトルのフタやラベル**
  - ジュースやお茶などの食品・飲料用ペットボトルに付いているもの
- ボトル類**
  - シャンプー・リンス、洗剤、しゅうゆなどの入っていたボトル
- パック・トレイ類**
  - 卵、豆腐、弁当、総菜、果物、肉や魚が入っていた容器
- 緩衝材やネット類**
  - 家電製品の緩衝材、発泡スチロール、野菜や果物の保護ネットなど

## 【紙製容器包装】紙マークが付いた紙製の容器や包装紙です。※古紙類すべてを紙製容器包装としているわけではありません。

- 菓子箱類**
  - 菓子、冷凍食品、レトルト食品などの箱
- カップ類**
  - カップ麺、アイス、みそ汁、などのカップ容器
- 日用品類**
  - 洗剤、石鹸、ティッシュなどの箱
- 袋類**
  - 手提げ袋、商品の包装紙、割りばしの袋、ワイシャツの台紙など
- フタやラベル**
  - カップ麺やカップみそ汁のフタ、缶詰のラベル、ブックカバーなど
- パック類**
  - ジュースや酒類のパックなど